

# 杨木県公報

令和元(2019)年 12月26日(木) 号 外 第 45 号

#### 教育委員会

# 教育委員会

#### 栃木県教育委員会規則第四号

今和元年十二月二十六日県立学校管理規則の一部を改正する規則を決のように定める。

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

#### 県立学校管理規則の一部を改正する規則

別表第一栃木県立宇都宮工業高等学校の項を次のように改める。県立学校管理規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

					機械	
					電子機械	機械システム系
					電気	電気   概点   まままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま
	宇都宮市雀宮町52番地	全日制	男女	工業	電子 情報	電気情報システム系
栃木県立宇都宮工業高等学校		土口啊	力及	工業	建築 デザ イン	建築デザイン系
					環境 設備	環境建設システ
					環境 土木	ム系
		定時制		普通	普通	
		(昼夜間)	男女	工業	工業技術	

別表第一栃木県立鹿沼南工高等学校の項を次のように改める。

		全日制	男女	工業	情報 科学	
<b>长七月之</b> 麻辺尭工宣 <u>英</u> 学校	鹿沼市花岡町180番地1			商業	商業	
栃木県立鹿沼商工高等学校 鹿沼市花岡	底沿巾化両町 180 金地 I	定時制		普通	普通	
		( 夜間)	男女	商業	商業	令和2年度から 募集停止

別表第一栃木県立小山北桜高等学校の項を次のように改める。

					園芸 科学	令和2年度から
				農業	造園土木	募集停止
					食料環境	
栃木県立小山北桜高等学校	小山市大字東山田字西448 番地29	全日制	男女	工業	建築システム	
				商業	総合 ビジ ネス	
				家庭	生活文化	

の項を次のように改める。 び栃木県立佐野松桜高等学校の項中「村み31中碑」を「か芑汁中碑」に改め、同表栃木県立足利工業高等学校別表第一栃木県立栃木農業高等学校の項、栃木県立栃木工業高等学校の項、栃木県立学悠館高等学校の項及

					機械	
					電気	令和2年度から 募集停止
		全日制	男女	工業	電気 シス テム	
栃木県立足利工業高等学校	足利市西宮町2908番地 1				産業 デザ イン	
栃木県立足利工業高等学校	足利市西宮町2908番地 1				デザ	

高等学校の項を炊のように改める。別表第一栃木県立真岡北陵高等学校の項中「村及31前碑」を「かさ引有碑」に改め、同表栃木県立那須清峰

					機械	
					電気	令和2年度から
					電子機械	募集停止
	那須塩原市下永田6丁目4			工業	機械制御	
栃木県立那須清峰高等学校	番地	全日制	男女		電気 情報	
					建設工学	
					情報 技術	令和2年度から 募集停止
				商業	商業	

別表第一 栃木県立矢板高等学校の項中「上20131年年」を「かっかり出力中年」に改める。

#### 室 三

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

(高校教育課)

#### 栃木県教育委員会規則第五号

る。 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

令和元年十二月二十六日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

# 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	名 日 =
別表第14(第11条関係)	別表第14(第11条関係)
昇格時号給対応表	昇格時号給対応表

# イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日	昇格後の号給								
に受けて いた号給	2級	略	略	略					
略	略								
74	<u>41</u>	略	略	略					
75	<u>42</u>	略	略	略					
76	<u>42</u>	略	略	略					
77	<u>43</u>	略	略	略					
78	<u>43</u>	略	略	略					
79	<u>44</u>	略	略	略					
80	<u>44</u>	略	略	略					
81	<u>45</u>	略	略	略					
82	<u>46</u>	略	略						
83	<u>47</u>	略	略						
略		<u> </u>	•						

# 口 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に飛ばて	昇格後の号給					
に受けていた号給	2級	略	略	略		
略						
59	<u>45</u>	略	略	略		
略						
61	<u>46</u>	略	略	略		
62	<u>46</u>	略	略	略		
63	<u>47</u>	略	略	略		

# イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日	昇格後の号給							
に受けて いた号給	2級	略	略	略				
略								
74	<u>42</u>	略	略	略				
75	<u>43</u>	略	略	略				
76	<u>44</u>	略	略	略				
77	<u>45</u>	略	略	略				
78	<u>45</u>	略	略	略				
79	<u>46</u>	略	略	略				
80	<u>46</u>	略	略	略				
81	<u>47</u>	略	略	略				
82	<u>47</u>	略	略					
83	<u>48</u>	略	略					
略								

# 口 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇	上格 後(	の号給	
2級	略	略	略
<u>46</u>	略	略	略
<u>47</u>	略	略	略
<u>47</u>	略	略	略
<u>48</u>	略	略	略
	2級 <u>46</u> <u>47</u> <u>47</u>	2級 略   46 略   47 略   47 略	46 略 略   47 略 略   47 略 略

64	<u>47</u>	略	略	略		64	<u> </u>
65	<u>47</u>	略	略	略	•	65	<u>.</u>
66	<u>48</u>	略	略	略	ŀ	66	<u>.</u>
67	48	略	略	略	ŀ	67	<u>!</u>
68	<u>48</u>	略	略	略	ŀ	68	<u>!</u>
69	<u>49</u>	略	略	略	ŀ	69	<u>!</u>
70	<u>50</u>	略	略	略	•	70	<u>.</u>
71	<u>51</u>	略	略	略		71	
略					•	略	•
91	<u>61</u>	略	略	略	•	91	<u>!</u>
略		•			•	略	
93	<u>62</u>	略	略	略		93	<u>.</u>
94	<u>62</u>	略	略	略		94	<u>!</u>
95	<u>63</u>	略	略	略		95	<u>!</u>
96	<u>63</u>	略	略	略	-	96	<u>!</u>
97	<u>63</u>	略	略	略		97	<u>!</u>
98	<u>64</u>	略	略		-	98	<u>!</u>
99	<u>64</u>	略	略		•	99	<u>!</u>
100	<u>64</u>	略	略			100	<u>.</u>
略						略	
104	<u>65</u>	略	略			104	<u>!</u>
105	<u>65</u>	略	略			105	
106	<u>65</u>	略	略			106	<u>!</u>
107	<u>65</u>	略	略			107	<u>!</u>
略						略	

64	<u>48</u>	略	略	略
65	<u>49</u>	略	略	略
66	<u>49</u>	略	略	略
67	<u>50</u>	略	略	略
68	<u>50</u>	略	略	略
69	<u>51</u>	略	略	略
70	<u>51</u>	略	略	略
71	<u>52</u>	略	略	略
略				
91	<u>62</u>	略	略	略
略				
93	<u>63</u>	略	略	略
94	<u>63</u>	略	略	略
95	<u>64</u>	略	略	略
96	<u>64</u>	略	略	略
97	<u>65</u>	略	略	略
98	<u>65</u>	略	略	
99	<u>65</u>	略	略	
100	<u>65</u>	略	略	
略				
104	<u>66</u>	略	略	
105	<u>66</u>	略	略	
106	<u>66</u>	略	略	
107	<u>66</u>	略	略	
略				

111	<u>66</u>	略	略	
112	<u>66</u>	略	略	
113	<u>66</u>	略	略	
114	<u>66</u>	略	略	
略				
118	<u>67</u>	略	略	
119	<u>67</u>	略	略	
120	<u>67</u>	略	略	
121	<u>67</u>	略	略	
略				
125	<u>68</u>	略	略	
略				

備考 略

# 別表第15(第12条関係)

降格時号給対応表 イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した	降格後の号給						
日の前日 に受けて いた号給	2級から 1級への 降格	略	略	略			
略							
41	<u>74</u>	略	略	略			
42	<u>76</u>	略	略	略			
43	<u>78</u>	略	略	略			
44	<u>80</u>	略	略	略			
45	<u>81</u>	略	略	略			
46	<u>82</u>	略	略				

111	<u>67</u>	略	略	
112	<u>67</u>	略	略	
113	<u>67</u>	略	略	
114	<u>67</u>	略	略	
略				
118	<u>68</u>	略	略	
119	<u>68</u>	略	略	
120	<u>68</u>	略	略	
121	<u>68</u>	略	略	
略				
125	<u>69</u>	略	略	
略				

備考 略

# 別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表 イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した	降格後の号給							
日の前日 に受けて いた号給	2級から 1級への 降格	略	略	略				
略								
41	<u>73</u>	略	略	略				
42	<u>74</u>	略	略	略				
43	<u>75</u>	略	略	略				
44	<u>76</u>	略	略	略				
45	<u>78</u>	略	略	略				
46	<u>80</u>	略	略					
	·							

略

略

47	<u>83</u>	略	略		47	<u>82</u>	略	略	
略					略				
口 教育縣	<b>織給料表</b> (2)隔	<b>条格時号</b> 線	給対応表		口 教育職	<b>職給料表(2)</b> 障	<b>华格</b> 時号約	合対応表	
降格した	路	格 後	の号給		降格した	陷	格 後	の号給	
日の前日 に受けて いた号給	2級から 1級への 降格	略	略	略	日の前日 に受けて いた号給	2級から 1級への 降格	略	略	
略					略				
45	<u>59</u>	略	略	略	45	<u>58</u>	略	略	
46	<u>62</u>	略	略		46	<u>60</u>	略	略	
47	<u>65</u>	略	略		47	<u>62</u>	略	略	
48	<u>68</u>	略	略		48	<u>64</u>	略	略	
49	<u>69</u>	略	略		49	<u>66</u>	略	略	
50	<u>70</u>	略	略		50	<u>68</u>	略	略	
51	<u>71</u>	略	略		51	<u>70</u>	略	略	
略					略				
61	<u>91</u>	略	略		61	<u>90</u>	略	略	
62	<u>94</u>	略	略		62	<u>92</u>	略	略	
63	<u>97</u>	略	略		63	<u>94</u>	略	略	
64	<u>100</u>	略	略		64	<u>96</u>	略	略	
65	<u>107</u>	略	略		65	<u>103</u>	略	略	
66	<u>114</u>	略	略		66	<u>110</u>	略	略	
67	<u>121</u>	略	略		67	<u>117</u>	略	略	
68	125	略	略		68	124	略	略	

医 副

(福仁型口染)

規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する

#### (凝過推圖)

- るものとする。異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とすの基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又はあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等ととなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動の2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けるこ
- 動の日における号給については、なお従前の例によることができる。く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異のあった職員(個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除なった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動る」この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることと

#### 栃木県教育委員会規則第六号

令和元年十二月二十六日栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

# 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

**次のように改正する。 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を** 

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 旧

#### 別表第2

調整基本額表

イ~ホ 略

△ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)

職務の	の級	調	整	基	本	額	
1	級	7,200円					
2	級	9, 180円					
略							

ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)

職務⊄	級		調	整	基	本	額	
1	級	<u>7, 200</u> 円	<u> </u>					
2	級	<u>7, 911</u> ₽	<u> </u>					
略								

#### 別表第2

調整基本額表

イ~ホ 略

へ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	<u>7, 105</u> ₽	1					
2	級	<u>9, 103</u> ₽	1					
略								

ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)

職務	の級	調	整	基	本	額	
1	級	7, 105円					
2	級	7,825円					
略							

#### 室 三

成三十一年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平

(総絃黙)

# 人事委員会

#### 栃木県人事委員会規則第六号

今和元年十二月二十六日職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

#### 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

する。職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正

**炊の表の汝正前の欄に掲げる規定を同表の汝正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように汝正する。** 

数 工 後 数 工 種

#### と 三

#### 

される間の読替え)(平成二十八年改正条例附則第三条の規定が適用

条第一項」とする。 則第三条の規定により読み替えられた条例第十一名条例(平成二十八年栃木県条例第五十五号)附は、「職員の給与に関する条例等の一部を改正すいては、同項中「条例第十一条第一項」とあるの日 までの間における第十条第一項の適用につる 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一

8 器

#### 別表第2(第6条関係)

調整基本額表

イ~ト 略

チ 特定業務任期付職員研究職給料表

職務	の級	調	整	基	本	額	
1	級	6,786円					
2	級	8,802円					
略							

# リ・ヌ 略

ル 特定業務任期付職員医療職給料表(3)

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	<u>7, 438</u> ₽	9					

# 医 副

される間の読替え)(平成二十八年改正条例附則第三条の規定が適用

- 条第一項」とする。 則第三条の規定により読み替えられた条例第十一名条例(平成二十八年栃木県条例第五十五号)附は、「職員の給与に関する条例等の一部を改正すいては、同項中「条例第十一条第一項」とあるの十一日までの間における第十条第一項の適用につい。平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三
- 8 器

#### 別表第2 (第6条関係)

調整基本額表

イ~ト 略

チ 特定業務任期付職員研究職給料表

職務の	の級	調	整	基	本	額
1	級	6,696円				
2	級	8,730円				
略						

# リ・ヌ 略

ル 特定業務任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	7,335円				

改 正 後

2 級 8,658円		2	級	8,572円	
略		略			
	]	L			

#### 运宝

等の支給に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、この規則(附則第二項の改正規定を除く。)による改正後の職員の給料

#### 栃木県人事委員会規則第七号

令和元年十二月二十六日職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

改 正 消

# 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号)の一部を次

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第23 (第16条関係) 昇格時号給対応表 イ・ロ 略 ハ 研究職給料表昇格時号給対応表						別表第23(第16条関係) 昇格時号給対応表 イ・ロ 略 ハ 研究職給料表昇格時号給対応表						
昇格した 日の前日	昇 柊	・後の号給				日の前日		ガ日 昇格後の号給 − − − − − − − − − − − − − − − − − − −				
に受けていた号給	2級	3級	略	略		に受けて いた号給	2級	3級	略	略		
略			•			略						
67	略	<u>25</u>	略	略		67	略	<u>26</u>	略	略		
略						略						
69	略	<u>26</u>	略	略		69	略	<u>27</u>	略	略		
70	略	<u>26</u>	略	略		70	略	<u>27</u>	略	略		
71	略	<u>27</u>	略	略		71	略	<u>28</u>	略	略		
72	略	<u>27</u>	略	略		72	略	<u>28</u>	略	略		
73	略	<u>27</u>	略	略		73	略	<u>29</u>	略	略		
74	略	<u>28</u>	<u>28</u> 略			74	略	<u>29</u>	略			
75	略	<u>28</u>	略			75	略	<u>30</u>	略			

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

_								
	76	略	<u>28</u>	略		76	略	<u>30</u>
	77	略	<u>29</u>	略		77	略	<u>31</u>
	78	<u>37</u>	<u>30</u>	略		78	<u>38</u>	<u>31</u>
	79	<u>38</u>	<u>31</u>	略		79	<u>39</u>	<u>32</u>
	80	<u>38</u>	略	略		80	40	略
	81	<u>39</u>	略	略		81	41	略
	82	<u>39</u>	略	略		82	41	略
	83	<u>40</u>	略	略		83	<u>42</u>	略
	84	<u>40</u>	略	略		84	<u>42</u>	略
	85	<u>41</u>	略	略		85	<u>43</u>	略
	86	<u>42</u>	略	略		86	43	略
	87	<u>43</u>	略	略		87	<u>44</u>	略
	略					略		
	90	<u>45</u>	略			90	<u>46</u>	略
	91	<u>46</u>	略			91	<u>47</u>	略
	92	<u>46</u>	略			92	<u>48</u>	略
	93	<u>47</u>	略			93	<u>49</u>	略
	94	<u>47</u>	略			94	<u>50</u>	略
	95	<u>48</u>	略			95	<u>51</u>	略
	96	48	略			96	<u>52</u>	略
	97	<u>49</u>	略			97	<u>53</u>	略
	98	<u>50</u>	略			98	<u>53</u>	略
	99	<u>51</u>	略			99	<u>54</u>	略
	100	<u>52</u>	略			100	<u>54</u>	略
	101	<u>53</u>	略			101	<u>55</u>	略
1								

102	<u>54</u>	略	
103	<u>55</u>	略	
略			
107	<u>57</u>	略	
略			
109	<u>58</u>	略	
110	<u>58</u>	略	
111	<u>59</u>	略	
112	<u>59</u>	略	
113	<u>59</u>	略	
114	<u>60</u>	略	
115	<u>60</u>	略	
116	<u>60</u>	略	
117	<u>61</u>	略	
118	<u>61</u>	略	
119	<u>62</u>	略	
120	<u>62</u>	略	
略			

# 二 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日	昇格後の号給		
に受けていた号給	2 級	略	略
略			
46	<u>25</u>	略	略
47	<u>26</u>	略	略
48	<u>26</u>	略	略

102	<u>55</u>	略	
103	<u>56</u>	略	
略			
107	<u>58</u>	略	
略			
109	<u>59</u>	略	
110	<u>59</u>	略	
111	<u>60</u>	略	
112	<u>60</u>	略	
113	<u>61</u>	略	
114	<u>61</u>	略	
115	<u>61</u>	略	
116	<u>62</u>	略	
117	<u>62</u>	略	
118	<u>62</u>	略	
119	<u>63</u>	略	
120	<u>63</u>	略	
略			

# 二 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に飛ばて	昇格後の号給		
に受けていた号給	2級	略	略
略			
46	<u>26</u>	略	略
47	<u>27</u>	略	略
48	<u>28</u>	略	略

49	<u>27</u>	略	略		49	<u>28</u>	略	略			
50	<u>27</u>	略	略		50	<u>28</u>	略	略			
略		·			略						
52	28	略	略		52	<u>29</u>	略	略			
略					略						
56	<u>29</u>	略	略		56	<u>30</u>	略	略			
略					略						
60	<u>30</u>	略	略		60	<u>31</u>	略	略			
略					略						
64	<u>31</u>	略	略		64	32	略	略			
本 医療職給料表 (二) 昇格時号給対応表					略						
					ホ 医療耶	<b>職給料表(二)昇格時号給対</b> 応	表				
目物1と					日地1七						

昇格した 日の前日 に受けて	昇格後の号給								
いた号給	2級	略	略	略	略	略			
略									
71	<u>41</u>	略	略	略	略				
略									
73	<u>42</u>	略	略	略	略				
74	<u>42</u>	略	略	略	略				
75	<u>43</u>	略	略	略	略				
76	<u>43</u>	略	略	略	略				
77	<u>43</u>	略	略	略	略				
78	44	略	略	略	略				
79	44	略	略	略	略				
80	<u>44</u>	略	略	略	略				

昇格した 日の前日 に受けて	昇格後の号給								
いた号給	2級	略	略	略	略	略			
略									
71	<u>42</u>	略	略	略	略				
略									
73	<u>43</u>	略	略	略	略				
74	<u>43</u>	略	略	略	略				
75	44	略	略	略	略				
76	44	略	略	略	略				
77	<u>45</u>	略	略	略	略				
78	<u>45</u>	略	略	略	略				
79	<u>45</u>	略	略	略	略				
80	<u>46</u>	略	略	略	略				

81	<u>45</u>	略	略	略	略	
82	<u>45</u>	略	略	略	略	
83	<u>46</u>	略	略	略	略	
84	<u>46</u>	略	略	略	略	
略						

へ 略

# 別表第24 (第17条関係)

降格時号給対応表

イ 略

口 公安職給料表降格時号給対応表

降格しのにて号	降格後の号給									
	1級	2級	略	略	略	略	略	略		
略										
7	<u>14</u>	略	略	略	略	略	略	略		
略										
47	略	<u>59</u>	略	略	略	略	略			
48	略	<u>60</u>	略	略	略	略	略			
略										
51	略	<u>63</u>	略	略	略	略	略			
略										

# ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて	降 柊	ら後の号給		
いた号給	1 級	2級	略	略
略				
25	略	<u>67</u>	略	略

81	<u>46</u>	略	略	略	略	
82	<u>46</u>	略	略	略	略	
83	<u>47</u>	略	略	略	略	
84	<u>47</u>	略	略	略	略	
略						

へ略

# 別表第24 (第17条関係)

降格時号給対応表

イ 略

口 公安職給料表降格時号給対応表

降れのにでける	降格後の号給									
	1級	2級	略	略	略	略	略	略		
略										
7	<u>13</u>	略	略	略	略	略	略	略		
略										
47	略	<u>58</u>	略	略	略	略	略			
48	略	<u>59</u>	略	略	略	略	略			
略										
51	略	<u>62</u>	略	略	略	略	略			
略										

# ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて	降 榕	後の号給		
いた号給	1 級	2級	略	略
略				
25	略	<u>66</u>	略	略

26	略	<u>70</u>	略	略	26	略	<u>68</u>	略	略
27	略	<u>73</u>	略	略	27	略	<u>70</u>	略	略
28	略	<u>76</u>	略	略	28	略	72	略	略
29	略	<u>77</u>	略	略	29	略	<u>74</u>	略	略
30	略	<u>78</u>	略	略	30	略	<u>76</u>	略	略
31	略	<u>79</u>	略	略	31	略	<u>78</u>	略	略
略			•	•	略				
37	<u>78</u>	略	略	略	37	77	略	略	略
38	80	略	略	略	38	<u>78</u>	略	略	略
39	82	略	略	略	39	<u>79</u>	略	略	略
40	84	略	略	略	40	80	略	略	略
41	<u>85</u>	略	略	略	41	82	略	略	略
42	<u>86</u>	略	略	略	42	84	略	略	略
43	<u>87</u>	略	略	略	43	<u>86</u>	略	略	略
略			•	•	略				
45	90	略	略	略	45	<u>89</u>	略	略	略
46	92	略	略	略	46	90	略	略	略
47	94	略	略	略	47	91	略	略	略
48	<u>96</u>	略	略	略	48	92	略	略	略
49	<u>97</u>	略	略	略	49	93	略	略	略
50	98	略	略	略	50	94	略	略	略
51	99	略	略	略	51	<u>95</u>	略	略	略
52	100	略	略	略	52	<u>96</u>	略	略	略
53	<u>101</u>	略	略	略	53	<u>98</u>	略	略	略
54	102	略	略	略	54	100	略	略	略
55	103	略	略	略	55	102	略	略	略

•						
略						H
57	<u>107</u>	略	略	略		
58	<u>110</u>	略	略			
59	<u>113</u>	略	略			
60	<u>116</u>	略	略			
61	<u>118</u>	略	略			
62	<u>120</u>	略	略			
略						H

# 二 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給 1級	略	略
略			
25	<u>46</u>	略	略
26	<u>48</u>	略	略
27	<u>50</u>	略	略
28	<u>52</u>	略	略
29	<u>56</u>	略	略
30	<u>60</u>	略	略
31	<u>64</u>	略	略
略			

# ホ 医療職給料表 (二) 降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて	降 格	降格後の号給									
いた号給	1 級	略	略	略	略	略					
略											

略				
57	106	略	略	略
58	108	略	略	
59	110	略	略	
60	112	略	略	
61	<u>115</u>	略	略	
62	118	略	略	
略			•	•

# 二 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給 1級	略	略					
略								
25	<u>45</u>	略	略					
26	<u>46</u>	略	略					
27	<u>47</u>	略	略					
28	51 略略							
29	55 略略							
30	<u>59</u>	略	略					
31	63 略							
略								

# ホ 医療職給料表 (二) 降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて	降 格	後(	の号	- 給		
いた号給	1 級	略	略	略	略	略
略						

41	<u>71</u>	略	略	略	略	略	41	70	略	略	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略	略	略	42	72	略	略	略	略	略
43	<u>77</u>	略	略	略	略	略	43	<u>74</u>	略	略	略	略	略
44	<u>80</u>	略	略	略	略	略	44	<u>76</u>	略	略	略	略	略
45	<u>82</u>	略	略	略	略	略	45	<u>79</u>	略	略	略	略	略
46	<u>84</u>	略	略	略	略	略	46	<u>82</u>	略	略	略	略	略
略							略						
<u></u>							へ 略						

#### 室 三

(福行型口等)

正後の規則」という。) の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改

#### (凝過推圖)

- る号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日におけあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関するととなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動の2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けるこ
- 給については、なお従前の例によることができる。項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前なった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動る」この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることと

#### 栃木県人事委員会規則第八号

今和元年十二月二十六日期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

# 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部を次の

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	名 日 を 日
号において「特定幹部職員」という。)にあつ例第二十条第二項に規定する特定幹部職員(次一 再任用職員以外の職員 百分の百九十五 (条命権者が定めるものとする。に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分(勤勉手当の成績率)	号において「特定幹部職員」という。)にあつ例第二十条第二項に規定する特定幹部職員(次一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五</u> (条命権者が定めるものとする。 に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任 <b>第十六条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分(勤勉手当の成績率)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和元年 十二月一日から適用する。